

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(物流分野におけるCO2削減対策促進事業)

【審査基準】

1. モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業

(ア) 鉄道・海上輸送への転換促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none">実施計画書の記載要件。採点はしない。
公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none">補助事業の公益性の程度により採点する。収支計画に基づく資金回収に要する期間により採点する。収支計画の根拠の明確さや考え方の妥当性により採点する。
モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none">実施するモーダルシフトの新規性・先端性について、荷主と物流事業者等関係者間の連携の中で工夫した点等により採点する。
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none">導入する設備によるCO2削減量の直接効果について、次により採点する。<ul style="list-style-type: none">①CO2を1t削減するために必要なイニシャルコスト②CO2削減率削減効果の算出方法について、次により採点する。<ul style="list-style-type: none">①CO2削減量算出方法<ul style="list-style-type: none">a 燃料法の場合b 燃費法の場合c 改良トンキロ法の場合d 従来トンキロ法の場合②削減量の算出方法の明確さや考え方の妥当性波及効果については、実施計画書の記載要件とするが、採点はしない。

<p>モーダルシフトが実際に実現される見込みであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①モーダルシフトを実施する上で支障となる課題等を解決したか ②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上でモーダルシフトを実施できる見込みがあるか ③当初の計画から乖離した場合のモーダルシフトの見直し体制・手法について検討しているか
<p>モーダルシフトが継続される見込みであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①モーダルシフトの継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか ②補助事業終了後も継続してモーダルシフトを実施する計画や体制であるか
<p>補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）におけるグリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超） ②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下 ③認証又は認定を取得していない
<p>補助事業者が中小企業であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超） ②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下 ③中小企業者がいない
<p>事業の実施体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制について、経理等の体制の妥当性により採点する。
<p>資金計画の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。

(イ) 31ft コンテナ導入促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画書の記載要件。 ・ 採点はしない。
公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の公益性の程度により採点する。 ・ 直近の営業収支率（鉄道貨物利用運送事業者にあつては、貨物利用運送事業報告規則に基づき報告された収支率、貨物鉄道事業者にあつては、鉄道事業に係る営業収支率とする。）の程度により採点する。 ・ 収支計画の根拠の明確さや考え方の妥当性により採点する。
モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業のモデル性・実証的性格により採点する。 ・ 31ft コンテナによるモーダルシフトの促進に係るPRの実施について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①具体的なPR活動が記載されている場合 ②PR活動が記載されていない場合
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備によるCO₂削減量の直接効果(CO₂を1t削減するために必要なイニシャルコスト)により採点する。 ・ 削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。 ・ 波及効果については、実施計画書の記載要件とするが、採点はしない。
日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業により導入する31ft コンテナが、 <ul style="list-style-type: none"> ✓荷役作業効率化のための機能を施す仕様のもの ✓ICタグ等の活用による輸送管理システムが行われるもの ✓専用列車による輸送（特定荷主専用を除く。）に用いられるもの 等技術的、戦略的な創意工夫がなされているかについて、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①これまでにない取組であると認められるもの ②その他創意工夫が認められるもの ③創意工夫が認められないもの
補助事業者がこれまで鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）の年間鉄道貨物輸送量（トンキロ）の平均値の高さにより採点する。 ・ 輸送拡大率（平成27年度鉄道貨物輸送量（トンキロ）÷平成25年度鉄道貨物輸送量（トンキロ））の高さにより採点する。 ・ 平成27年度末現在の31ftコンテナの導入個数（専用

	<p>及び汎用の総計) により採点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成 28 年度～平成 30 年度の各年度における 31 f t コンテナの導入見込みについて、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①各年度に導入見込みがある場合 ②2 か年度に導入見込みがある場合 ③1 か年度に導入見込みがある場合 ④導入見込みがない場合
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> • 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。

(ウ) 共同輸配送促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画書の記載要件。 ・ 採点はしない。
公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の公益性の程度により採点する。 ・ 収支計画に基づく資金回収に要する期間により採点する。 ・ 収支計画の根拠の明確さや考え方の妥当性により採点する。
モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施する共同輸配送の新規性・先端性について、荷主と物流事業者等関係者間の連携の中で工夫した点等により採点する。
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備による CO2 削減量の直接効果について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①CO2 を 1t 削減するために必要なイニシャルコスト ②CO2 削減率 ・ 削減効果の算出方法について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①CO2 削減量算出方法 <ul style="list-style-type: none"> a 燃料法の場合 b 燃費法の場合 c 改良トンキロ法の場合 d 従来トンキロ法の場合 ②削減量の算出方法の明確さや考え方の妥当性 ・ 波及効果については、実施計画書の記載要件とするが、採点はしない。
共同輸配送が実際に実現される見込みであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①共同輸配送を実施する上で支障となる課題等を解決したか ②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で共同輸配送を実施できる見込みがあるか ③当初の計画から乖離した場合の共同輸配送の見直し体制・手法について検討しているか

<p>共同輸配送が継続される見込みであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> ①共同輸配送の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか ②補助事業終了後も継続して共同輸配送を実施する計画や体制であるか
<p>補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）におけるグリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。 <ol style="list-style-type: none"> ①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超） ②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下 ③認証又は認定を取得していない
<p>補助事業者が中小企業であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。 <ol style="list-style-type: none"> ①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超） ②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下 ③中小企業者がいない
<p>事業の実施体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 実施体制について、経理等の体制の妥当性により採点する。
<p>資金計画の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。

2. 物流拠点の低炭素化促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画書の記載要件。 ・ 採点はしない。
公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の公益性の程度により採点する。 ・ 事業に要する費用と回収利益の見積書から、資金回収に要する期間により採点する。 ・ 事業に要する費用と回収利益の見積書の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。
モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の独自性・先端性（導入する設備が先端的なものである、導入する設備の低炭素化効果をより一層高めるための独自の工夫がある等）程度により採点する。
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備等によるCO2削減量の直接効果について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①CO2を1t削減するために必要なイニシャルコスト ②CO2削減率 ・ 削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。 ・ 波及効果については、実施計画書の記載要件とするが、採点はしない。
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象施設に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況により採点する。
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超） ②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下 ③中小企業者がいない
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。
設備の管理体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備の管理体制の妥当性により採点する。
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。

3. 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画書の記載要件。 ・ 採点はしない。
公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の公益性の程度により採点する。 ・ 事業に要する費用と回収利益の見積書から、資金回収に要する期間により採点する。 ・ 事業に要する費用と回収利益の見積書の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。
モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の新規性・モデル性・実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備によるCO2削減量の直接効果について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①CO2を1t削減するために必要なイニシャルコスト ②CO2削減率 ・ 削減効果の算出方法について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①CO2削減量算出方法 <ul style="list-style-type: none"> a 燃料法の場合 b 燃費法の場合 c 改良トンキロ法の場合 d 従来トンキロ法の場合 ②削減量の算出方法の明確さや考え方の妥当性 ・ 波及効果については、実施計画書の記載要件とするが、採点はしない。
モーダルシフトが実際に実現される見込みであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①モーダルシフトを実施する上で支障となる課題等を解決したか ②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上でモーダルシフトを実施できる見込みがあるか ③当初の計画から乖離した場合のモーダルシフトの見直し体制・手法について検討しているか
モーダルシフトが継続される見込みであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①モーダルシフトの継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか ②補助事業終了後も継続してモーダルシフトを実施する計画や体制であるか
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）におけるグリーン経営認証、ISO14001の認証、

	<p>その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。</p> <p>①認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</p> <p>②共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</p> <p>③認証又は認定を取得している者がいない</p>
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業者（共同申請の場合、中小企業者が半数超） ②共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下 ③中小企業者がいない
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制について、経理等の体制の妥当性により採点する。
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。

4. 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画書の記載要件。 採点はしない。
公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の公益性の程度により採点する。 補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。 ランニングコスト減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。
モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業のモデル性・実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> 導入する設備等による CO2 削減量の直接効果（CO2 を 1t 削減するために必要なイニシャルコスト）により採点する。 削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。 波及効果については、実施計画書の記載要件とするが、採点はしない。
日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できること及び導入する設備等に用いられる技術が先進性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業により導入する技術の今後の活用・展開の見通しにより採点する。 導入する設備等に用いられる技術の先進性の程度により採点する。
港湾政策との整合性が図られていること	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする港湾の政策上の位置付け（港湾区分、港湾計画・整備計画、取扱貨物量、港湾管理者・港湾運営会社等の取組等）により採点する。
補助事業が「港湾における温室効果ガス削減計画」に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業と「港湾における温室効果ガス削減計画」との関連性の程度により採点する。
導入する設備等が災害等非常時において効果を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 導入する設備の災害等非常時における効果の程度により採点する。
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。

5. 水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

審査項目	審査基準
低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画書の記載要件。 ・ 採点はしない。
公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の公益性の程度により採点する。 ・ ランニングコストについては、水素価格がガソリンと同程度に設定されており、ランニングコスト減少が見込めないため、採点しない。 ・ ランニングコスト減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。
モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業のモデル性・実証的性格及び期待される他の事業への波及効果の見通しにより採点する。
波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備等による CO2 削減量の直接的効果（CO2 を 1t 削減するために必要なイニシャルコスト）により採点する。 ・ 削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性により採点する。 ・ 波及効果については、実施計画書の記載要件とするが、採点はしない。
日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できること及び導入する設備等に用いられる技術が先進性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業により導入する技術の今後の活用・展開の見通しにより採点する。 ・ 導入する設備等に用いられる技術の先進性の程度により採点する。
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。
設備の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。